

大原野神社の御田刈祭と相撲の神事

福持 昌之

1. はじめに

大原野神社の^{かみずもう}神相撲とは、毎年9月第2日曜日、京都市西京区大原野に鎮座する大原野神社で行われる^{みたかりさい}御田刈祭に伴う神事相撲である¹⁾。旧暦では8月10日に行われていたとされ、明治になって9月10日となった²⁾。

祭りに伴う相撲は、神事に際して奉納される競技としての相撲と、所作そのものが神事に不可欠な要素としての意味をもった神事相撲に大別できる。かつては、京都市内では年中行事として多くの相撲が行われていたが、現在確認できるのは8か所のみである。そのうち、神事相撲であるのは、大原野神社のほか、上賀茂神社（北区）、平岡八幡宮（右京区）である。このうち、上賀茂神社のものは「烏相撲」として昭和58年（1983）6月1日に京都市の無形民俗文化財に登録されており、平岡八幡宮についても「平岡八幡宮の三役相撲」として平成11年（1999）4月1日に登録されている。

大原野神社についても、享保年間にはすでに恒例であったことが明らかであり、地域で継承されてきた民俗行事として貴重であると評価され、平成27年（2015）3月31日に京都市の無形民俗文化財に登録された。本稿は、その登録のための調査の

成果に、その後の知見を加えて報告するものである。

2. 神事の相撲について

相撲は『日本書紀』「垂仁天皇七年秋七月己巳朔乙亥（七日）」条の、^{のみのすくね}野見宿禰と^{たぎまのけはや すまい}当麻蹶速の角力の伝承があることが知られるが、全国各地から、相撲をかたどった埴輪や凶案化された土器が出土していることから、6世紀には相撲の原型となる競技が存在していたことがわかる³⁾。

『続日本紀』「天平六年秋七月丙寅（七日）」条（734）に「天皇觀_レ相撲戯_レ」とあるのが、相撲節会の始めといわれ、9世紀前半の『内裏式』、9世紀後半の『儀式（貞観儀式）』、10世紀の『西宮記』などに、その祭式の詳細が掲載されており、その内容は競技の前後に様々な儀礼や芸能を伴うものであった⁴⁾。相撲節会は、7月の七夕の節句の儀礼として宮中で行われてきたが、『玉葉』の承安4年（1174）7月27日の記事を最後に、史料上は見られなくなった⁵⁾。一方で、院政期以降、石清水八幡宮、松尾大社など、京周辺の大社寺の祭礼で相撲が催されるようになり、中世半ば以降、勸進相撲の興行の形態が始まり近世に至る⁶⁾。いわば、芸能の相撲から、競技の相撲へと次第に変化を遂げていったと言

表1 京都市内の相撲行事一覧

日 程	名 称	場 所	日次紀事 (1676)	竹森著書 (1996) ※	現 行 (2014)	備 考
5月3日	桂里上下御霊祭	西京区上桂・桂	○			
5月3日	梅宮神社子ども相撲	左京区岩倉		○	○	
7月24日	常磐里地藏祭	右京区常磐	○			
8月1日	松尾社神供	西京区嵐山	○			
8月15日	西山平岡村八幡祭	右京区梅ヶ畑	○			
8月最終日曜日	梅宮大社子供相撲大会	右京区梅津		○	○	
9月8日	上賀茂社相撲内取	北区上賀茂	○			
9月9日	上賀茂社神事	北区上賀茂	○			
9月9日	上賀茂神社烏相撲	北区上賀茂		○	○	京都市登録無形民俗文化財
9月12日	太秦広隆寺牛祭	右京区太秦	○			
9月14日	三宅八幡神社放生会の相撲	左京区上高野		○		
9月15日	貴船神社放生会の相撲	北区終野		○	○	会場は終野保育園
9月第1日曜日	松尾大社八朔相撲	西京区嵐山		○	○	
9月第2日曜日	大原野神社神相撲	西京区大原野		○	○	京都市登録無形民俗文化財
10月9日	静原天王社相撲神事	左京区静市		○		神事
10月16日	吉利具八幡宮相撲奉納	山科区勤修寺		○		
10月第3土曜日	三之宮神社子供相撲	山科区東野		○	○	会場は公園
体育の日の前日	平岡八幡宮三役相撲	右京区梅ヶ畑		○	○	京都市登録無形民俗文化財

※竹森 章 『京都・滋賀の相撲—まつりと力士の墓』私家版, 1996年

える⁷⁾。現行の神社祭礼などに伴う相撲も、各社での呼称は「神事」であったり「奉納」であったりするものの、その性格による分類に基づけば、神事芸能もしくは儀礼としての相撲神事と、神前における競技の披露としての奉納相撲と大別することができる。

京都における相撲を伴う神社祭礼については、近世初期の状況を『日次紀事』から抽出すると7例であるが、近世中後期にかけて臨時の相撲興行も含めるとかなりの数になった様子である。竹森章『京都・滋賀の相撲—まつりと力士の墓』(私家版, 1996年)には11例が紹介されているが⁸⁾、現在も行われている行事は8例にすぎない。そのうち、多くが競技性の高い奉納相撲、つまり相撲大会であり、儀礼としての相撲は烏相撲、平岡八幡宮の三役相撲、

大原野神社の神相撲だけであった⁹⁾。

3. 大原野神社について

(1) 大原野神社の創建と祭神

京都市西京区大原野南春日町1152番地に鎮座する大原野神社は、藤原氏とのかわりか深い古社である。社伝によれば、大原野の地は、延暦3年(784)の長岡京遷都の際、桓武天皇の後の藤原乙牟漏^{おとむろ}が、春日大社の分霊を勧請して、たびたび鷹狩をおこなっていた地とされる。その後、嘉祥3年(850)、文徳天皇により、奈良の春日大社より分霊が遷され、社殿が造営された¹⁰⁾。『日本紀略』「仁寿元年二月十二日条」(851)に「別制^二大原野祭儀^一。一准^二梅宮祭^一。」と見え、この時はじめて梅宮祭にならって勅祭の制が整ったと考えられ

ている。その後、大原野祭は、春秋（2月と11月）の2回行われるようになった¹¹⁾。

なお、社蔵文書（大原野神社文書）により、建武3年（延元元）12月5日、足利尊氏によって大原野社領が安堵されていることが知られる¹²⁾。祭神は、春日大社と同じで、武御賀豆智命（武甕槌命）、伊波比主命（経津主命）、天之子八根命（天兒屋根命）、比咩大神（比売神）の四柱である。

（2）氏子地域の歴史

大原野神社は、室末時代中期には、上羽村、北野田・南野田（大原野北春日町）、富坂庄（長岡京市北部）、鞆岡庄（長岡京市友岡）、久我神田（久我）、久世神田（久世）など、近隣地域を領有していた¹³⁾。

その後、応仁の乱（1467～1477）で社殿が全焼し、皇室や藤原氏を中心とした官祭も中断となったが、慶安2年（1649）後水尾上皇の勅命により社殿が再建された¹⁴⁾。

享保2年（1717）頃の氏子地域は、大原野村と上羽村の2ヶ村で、大原野村は野

田村・柳川村・南条村からなっていた¹⁵⁾。

この大原野村は、明治22年（1889）に乙訓郡のうち石作村、大原野村、小塩村、上羽村、石見上里村、外畑村、出灰村の7村が合併し、大原野村となった。そして昭和34年（1959）に京都市（右京区）へ編入され、北春日町・南春日町で大原野区となった。洛西ニュータウンの入居が始まった昭和51年（1976）には、右京区から西京区が分離し、大原野は西京区に含まれるようになった。

（3）大原野神社の年中行事

大原野神社では、毎月のように恒例の年中行事が執り行われているが、最も重要な行事は、大原野祭とも呼ばれる4月の例祭である。16世紀の『山城名所寺社物語』には、大原野神社の由緒とともに、2月初卯の日の祭には、春日祭と同じように上卿らの参向があると記している。

昭和初期、京都史蹟宣揚会『京都名社史』には「毎年四月八日祭と正月廿二日古式御弓祭名高く」とあり、正月の御弓祭も

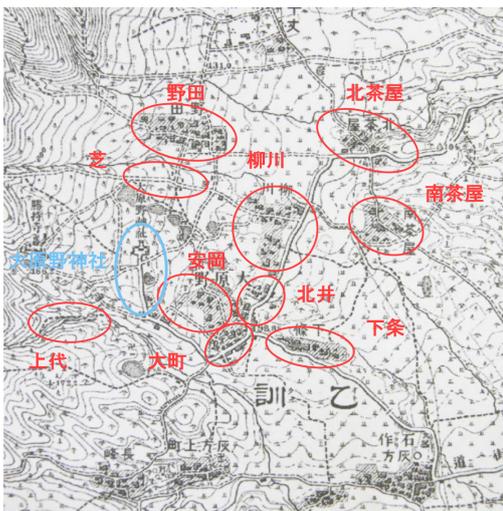


図1 大原野神社と周辺集落

（左：陸地測量部発行の2万分の1地形図に加工 右：国土地理院刊行の数値地図25,000に加工）

大原野祭とともに紹介されているが、ここでは御田刈祭には言及されていない¹⁶⁾。

平凡社の『日本歴史地名大系第27巻 京都市の地名』では、大原野祭について詳述したあと、御弓祭と御田刈祭について、次のように記されている。

特殊神事では、かつては毎年1月22日に射場野いぼの（雀の森）で御弓祭が行われた。伝承では長岡京時代、坂上田村麻呂が陸奥出兵の際、大原野出身の軍士が同將軍をたたえて始めたとも、飛鳥以前の正月破魔弓の風習より生じたともいう。武射に奉仕する者を弓太郎とよび、厳寒7日間の朝夕斎戒沐浴を怠らず、家族とも飲食調理の火を別にするなど厳格な潔斎を要した。五穀豊穰を感謝する御田刈祭は旧8月10日（現在は9月第2日曜）に執行。他に享保2年（1717）より始められた相撲神事（9月10日）があったがこれも今はない。

ここで、相撲神事が廃絶したとあるが、社伝によると大きな中断はなく、現在まで続いているといい、一方で御弓祭は、昭和17～18年ごろには廃絶している¹⁷⁾。

4. 大原野神社の 御田刈祭と神事相撲

(1) 行事の概要

ここではまず、神相撲が行われる御田刈祭当日の次第について概観しておく¹⁸⁾。

御田刈祭の当日、午前10時から本殿前にて御田刈祭の祭典があり、その際、神相撲の力士2名は、神前に奉納されたまわしの白布を受け取ると参列者より先に退出し、社務所にてそれを着用する。力士は、神職以下、参列者とともに中門下で列を整え、土俵場に向かう。

土俵では、神職によるお祓いの後、両力士が清めの塩を包んだ白紙を口で啜え、四

月	日	祭名
一月	一日	歳旦祭
	三日	元始祭
二月	三日	節分祭
	初午日	初午祭
	十一日	紀元祭
	十七日	祈年祭
四月	一日	氏子児童小学校入学奉告祭
	八日	例祭・子供みこし祭
	十五日	若宮社例祭
五月	三日	献茶祭
六月	三十日	大袈式・茅の輪神事
七月	一・二日	御滝祭
九月	第二日曜日	御田刈祭・奉納相撲神事
十一月	十六日	地主社祭
	二十三日	新嘗祭
十二月	二十三日	天長祭
	三十一日	大袈式
	三十一日	除夜祭
毎月	一日	月次祭
毎年	秋	業平と高子をしのぶ大原野神社歌会

大原野神社の年中行事

(由良琢郎『大原野神社』大原野神社、一九九〇より)

方の柱を神酒で清める。北春日町から選ばれた東の力士は、土俵の北東の青い布を巻いた柱を、南春日町の西の力士は南西の白い布を巻いた柱を清め、北西の黒い布を巻いた柱の前で合流し、両者が同時に清める。続いて、互いに入れ替わって北東と南西の柱を清め、南東の赤い布を巻いた柱の前で合流して同様に清める。次に土俵の祭壇（八足台）を下げ、土俵中央の砂山に立てられた榊を北西の柱に結わえ、砂山を崩す。口の白紙はそれぞれ、動作ごとに改めるしきたりである。そして、2度の立ち会いが行われる。まず、東の力士が西の力士を押し切り、次は西が東を押し切り、一勝一敗で終わる。

なお、御田刈祭の神相撲に付随する相撲大会は、昭和30年頃までは、旧乙訓郡や京都市内から力自慢の相撲好きが集まった¹⁹⁾なかには、大学の相撲部や自衛隊員も参加していたと言うが、大原野の住民が優勝することも多かったという。大人の相撲熱が醒めていくなか、昭和50年代から少年横綱（豆力士）の土俵入りや、神相撲の力士による赤ちゃんの土俵入りも始められた。昭和56年（1981）からは、近隣の6～9校の小・中学生による相撲大会になり、それに伴い御田刈祭および神相撲の日程が、9月月第2日曜日に変更された。また、平成4年までは、この日の晩に境内で盆踊りがおこなわれていた。

（2）相撲の期日の変遷

御田刈祭の神事相撲は、享保2年（1717）に始まったと伝えられているが、同時代史料での確認はなされていない。享保2年創始説は、管見の限り昭和12年（1937）が



図2 御田刈祭で白布（まわし）の授与



図3 土俵場での神相撲



図4 土俵場で子供横綱の土俵入り



図5 赤ちゃんの土俵入り

最初である。大原野村に隣接する京都市が発行する観光パンフ「九月の行事」制作のため、御田刈祭について照会があり、大原野神社は京都市産業部観光課に対しての回答文がそれである（史料1）。また、この回答案がもとになって作成された「九月の行事」にも、享保2年創始説が反映されており（史料2）、いずれも社蔵文書として保管されている²⁰⁾。

その創始年代に近い時代の史料として知られるのが、宮司を世襲していた中澤家の日記の享保10年（1725）の記述である。まず7月20日条に「八月十日御田刈之御神事之内相撲御届ケ申上候」、同23日条に「御公儀へ神事相撲之義、窺ニ出申処ニ明朝出可申旨御定被成候」、同24日条に「御公儀へ出申処ニ神事相撲之義、従来通とらセ可申候」とある。このことから、毎回公儀へ届け出る必要があったものの、この時点においてすでに8月10日の御田刈祭に神事相撲が行われることが恒例であったことがわかる²¹⁾。

大原野神社では社殿修復のために、少なくとも元禄14年（1701）と享保7年（1722）の二度、勸進相撲を催している²²⁾。いずれも、御田刈祭とは日程を異にしており、後者については興業主とみられる丹波屋八郎兵衛と組んで、京都の市中において勸進相撲を催していることから、相撲神事とは区別して考えるべきと思うが、大原野神社にとって相撲の位置づけを考える上で興味深い。

史料1によれば、その後しばらく中断し、天明4年（1784）に再興したとあるが、その詳細は不明である。

天保10年（1839）の日記では、八月一

日条に「先年今日午刻儀、日食各之此時ハ早天御日米献進、相撲も早天子供二三人取テ仕舞候由、今年ハ早天之日食故、何刻ニ相撲興行有之筈ナリ」とあり、通常の形ではないが、子供の相撲が少しあって終わることもあったとわかる²³⁾。ただし、8月1日の開催ということもあり、御田刈祭に伴っていたかどうかは定かではない。8月1日の相撲については、その後もしばしば史料に登場する。慶應4年（1868）の日記では「当年角力客舎ノ南ノ方ニ而興行可有之旨、一社評定之処、雨天ニ付延引ニ相成候也」とあり、相撲を催す場所が変更になったが、雨天のため延期したことが分かる。明治4年（1871）の日記では「如例年 神事角力興行」、明治5年（1872）の日記では「雨天ニ付角力延引」と、いずれも、8月1日条の記述である²⁴⁾。その後、明治12年（1879）の社務日誌から、すでに9月10日に行われるようになっていたことがわかる（史料3）。

（3）奉納相撲から神相撲へ

明治時代の初期は、御田刈祭に伴う相撲は、明治13年（1880）の社務日誌の9月11日条に「御田刈祭典無滞相済候事、附相撲大原野村ヨリ奉納例年之通」とあるように、単に「角力」「相撲」あるいは「奉納角力」「奉納相撲」と記されていた。しかし、明治20年代後半からは、次第に「神相撲」という表現に移行していく。

明治15年（1882）9月5日条から10日条までの社務日誌の内容から、奉納相撲の状況を確認しておこう。まず9月5日、大原野村の氏子総代齋藤仁兵衛が相撲を奉納したい旨の願書を明日持参したい

と大原野神社に申し出があり、翌6日、齋藤仁兵衛ほか一名が願書を提出した。7日、大原野神社の社務所で相撲奉納伺書を例年の通りしたため、宮司の印を捺し、すぐに許可をいただきたいと御願書を添えて、使いを立てて京都府に提出する。8日、京都府から書類不備のため返却されたため、再提出した。また、土俵の土築きに従事した人に酒と干鳥賊を下賜した²⁵⁾。9日、京都府から許可が出る。また氏子より奉納相撲があるため、社領である桂村より神饌調進があった。10日、午前11時より御田刈祭の祭典、午後から日暮れ前まで奉納相撲があったとあり、相撲が神社ではなく村方の差配によるものであることがうかがえる（史料4）。

この御田刈祭に伴う相撲が「神相撲」と表記されるようになるのは、明治27年（1894）の「雑記」の記載からである。それは9月10日条に「午后二時迄雨止曇天、三時比神相撲奉納」とあるのみで、それだけでは理由を見出すことはできないが、その後の社蔵史料では「神相撲」でほぼ統一される。ただし、明治25年（1882）の「雑記」に、御田刈祭の相撲に先立って土俵場を清める所作について「午後一時相撲相始ム、一錫ノ徳利ニ酒壺合半ツ、入、壺対幣壺本、四本柱分四本、三宝へ乗せ差出ス、力帯式ツ化粧紙塩等ハ氏子ノ負担也、相撲撲止シテ三番へ付与スル、柳ヲ三本ニ扇子壺本ツ、神札壺枚ツ、□付ケ遣ス、夕方瓦斯灯ニ□□点等ス」と初めて具体的に説明されており、そこから勘案するに、この時期、相撲が娯楽性の高いものから儀礼的な面を重視する方向へ転換していったのではなからうか。

その後、昭和2年（1927）の日記の9月10日条に「神相撲ノミニテ奉納相撲ノ氏子ノ模様無之当村青年諸氏奉納アリタリ」とあり、この頃までには、現在のように神相撲の後に奉納相撲大会（競技の相撲）があったことがわかる。昭和7年（1932）の日記の9月10日条に「角力ニ続テ青年会奉納角力」とあり、奉納相撲大会は青年会の差配するものであったとわかる。昭和11年（1936）の社務日誌には「本年ハ支那事変ニ多数ノ青年召集セラレタルニ付、神角力ノミヲ奉仕シ奉納角力ハ中止」とあり、戦争激化のなかでも神事としての神相撲だけは欠かせない行事として位置付けられてきたことがわかる。

なお、明治17年の日記に、御田刈祭の日の夜には、踊りの奉納が行われているとあり（史料5）、その後、昭和12年（1937）の日記から、踊りなどは「余興」として恒例であったことがわかる（史料6）。

また明治以降、御田刈祭の晩に行われてきた盆踊りは、もともとは開催日が異なっており、村の休み日であった9月14日・15日の晩に大原野中の人たちが社前に集って、大踊り（盆踊り）があった²⁶⁾。

（4）力士にまつわる伝承

神相撲には、北春日町から「齋藤」姓の力士を、南春日町からは「畑」もしくは「幡」姓の力士をそれぞれ選び、引き分けの勝負とすることで両地区の豊作と共栄を祈るものであるとされている。昭和9年（1934）の時点では、氏子は旧乙訓郡大原野村（昭和36年に京都市に合併）のうち大字大原の200戸であった²⁷⁾。このうち、「齋藤」「畑」「幡」姓は120～130軒あり、

神事相撲に出る権利と共に、昭和初期に廃絶した正月の御弓祭の弓講の成員でもあった。

「齋藤」「畑」「幡」姓の由緒は、大原野神社の創建期に遡る。長岡京遷都の頃、桓武天皇の皇后藤原乙牟漏がこの地に春日大社の分霊を勧請し、のちに文徳天皇が嘉祥3年（850）に社殿を造営したと伝えるが、その際、平城京から移り住んできた藤原氏の一族の末裔が、のちに「齋藤」を名乗ったといわれる。その一族は、大原野神社の社家筋でもあり、集住した地域は春日大社の北方の地名に倣い野田と呼ばれるようになったという。一方、この地はもともと秦氏の勢力下で、その末裔は「畑」あるいは「幡」を名乗ったといわれ神社の南方を中心に住んだという。現在は、神事相撲の力士は「齋藤」「畑」「幡」姓に限っていないが、北春日町（野田を含む）と南春日町から、それぞれ力士を出すという伝統は守られている。

5. まとめにかえて

この地域は相撲好きの人たちが多く、地域社会と相撲は身近な関係にある。ことに北春日町の野田は相撲に熱心な地域で、児童公園に隣接して屋根付きの土俵が作られており、昭和51年（1976）より野田会相撲大会が開催されてきた。御田刈祭の当日に土俵入りをする少年横綱は、神相撲の力士たちの指導のもと、8月第3日曜日の野田会相撲大会でリハーサルをおこなっている。

現在、伊勢ノ海部屋の部屋付親方であるかぶとやま甲山親方（本名：齋藤 剛）は、野田会

出身で、高校時代に全国優勝し、同志社大学へ進み、1995年から2004年まで大相撲で活躍した関取大碓^{おおいかり}である。

大原野神社の神相撲は、このような市域住民の熱意と愛着そして伝統をつむぐ誇りによって支えられてきた民俗文化財である。

史料

（史料1）「御田刈祭照会二付回答ノ件」

（大原野神社所蔵『祭儀雑纂綴』昭和十一年以降）

記

九月十日執行ノ御田刈祭ハ五穀豊穰ヲ奉賽スル祭典ニシテ其ノ起原ハ不詳ナレドモ旧社家ノ日記ニヨレバ享保二年八月十日御田刈祭奉祝相撲神事ノ記事有之爾後百十年間中絶セシガ天明四年四月再興サレテヨリ毎年引続相撲神事ト共ニ執行サレテ現在ニ及ベリ

尚全祭典ハ正午ヨリ執行シ引続社頭広場ニ於テ神相撲並ニ氏子奉納ノ相撲ガ賑ハシク催サレ近村ヨリノ賽者終日社頭ヲ埋ムルノ盛観ヲ呈ス

（九月十日ハ陰曆八月十日ニ相当スル物也）

（史料2）京都市観光課「九月の行事」（1937）

（大原野神社所蔵『祭儀雑纂綴』昭和十一年以降）

九月十日 御田刈祭

乙訓郡大原野村 大原野神社

省線 向日町下車西

京阪電車新京阪線 東向日町下車西

京都乗合（七條大宮發亀岡行）中山下車、

西一里餘途中馬車の便あり

此の祭は享保二年（約二百二十年前）八月十日に初めて行はれたもので五穀豊穰を神に謝する意味で行はれる。現在では陽曆に依つて此の日正午より執行し、外に祭典後社頭広場に於て、古式に依る相撲神事並に氏子奉納の相撲が催される。

(史料3) 「日記」明治十二年九月十条

(簿冊名『日記』明治十二年一月)

十日晴 当直齋藤房貞
御田刈祭典無滞相済
但シ本年ハ虎列刺病流行ニ付人民之群集ノ護
病伝播ノ恐アルヲ以テ奉納角力無之
※明治19年(1886), 明治20年(1887), 明治
28年(1895)も, コレラ流行により延引して
いる。

(史料4) 「日記」明治十七年九月

(簿冊名『日記』明治十七年一月)

(五日)
一例年之通当村ヨリ来ル十日角力奉納致度キ願
ヲ以願書等ノ照会ヲ齋藤仁兵衛参社ス別明日御
社宛ニ而願書可差出候間可罷御届斗ニ相成度ト
申帰□
六日曇^{正午八十度} 当直 主典岡本清心
一日供法師前直務之
一氏子総代齋藤仁兵衛同□太郎ヨリ例年之通本
月十日境内ニ於テ角力奉納ノ願書ヲ差出ス
七日晴^{午後炎熱 八十四度} 同 同
一午前八時日供奉仕
一京都府へ角力奉納伺書例文ノ如ク相認同受付
掛へ即時指令相成候処取計有之度御願書ヲ副
へ使ヲ以テ差出ス源兵衛ニ御使ヲ命シ先ツ宮
司ノ捺印 ヲ要シテ差出サシム
九月八日晴 当直 禰宜
一日供奉仕ハ前宿之シヲ勤ム
一昨七日差出シタル伺書ハ願主ノ捺印有之分ヲ
相別へキ旨宮司ヨリ申シ添テ返却セラレタル
ニ付今般古調印為シメテ前通ヨリ差出シタル
趣ニテ午後二時比使源兵衛伺書ノ指令ヲ持テ
帰社ス
但本件ハ前以郵便へ差出シ候ハ、何処モ□済
可申候様心得置ベク事也
一相撲ノ土築相済セシ者へ酒式舛干鳥賊ヲ下賜
九日 同 同 同

一日供奉仕午前第八時之シヲ相済ス
一氏子中ヨリ願出タル願書ノ扣二願ノ趣京都府
へ伺書ノ差支無之旨指令相□□間□□□□相心
得候事ト指令ヲ得テ使へ渡ス
一神饌所ヨリ東ノ裏路北側へ簾垣ヲ□サス
一明十日私祭ヲ管ミ氏子中ヨリ相撲奉納ニ付社
領ヨリ神饌調進ヲ申付桂村ヨリ午后四時持参
一蒲団洗濯ノ分一枚洗人ヨリ持参
十日晴 当直 主典本村薫平
一御田刈祭典午前十一時ヨリ無滞相済候事附午
後奉納角力日暮ニ相済候

(史料5) 「日記」明治十七年九月十条

(簿冊名『日記』明治十七年)

一御田刈祭執行乙女五名伝供^{中供□□□□□□}
一角力興行午後六時畢^{力帯二筋練三本御札回届三筋添}
一六斎踊仮屋前ニ催ス人名下桂村川後村
^{下津林}千代原三ヶ村ヨリ奉納各神酒式升鯛一把宛
遣ス午後五時畢
一夜二入□御若輩中ヨリ踊奉納ニ付神酒三升鯛
壺把遣ス但踊場打燈二張ヲ点ス

(史料6) 「日記」昭和十二年九月十条

(簿冊名『社務日記・宿直日誌』昭和拾貳年)

一右祭典終了後角力場ニ一同参向神角力行
事アリ齋藤主典祓行事所役終金□
清二, 齋藤吉三郎両名ニテ神角力ヲナス
一本年は時局ノ為一般角力并余興ハ取止メトナ
ル
一角力中止ノタメ例年ノ如ク境内露店皆無ニシ
テ社殿賑ヒラ, 見ゾ

註・参考引用文献

- 1) 大原野神社の神相撲についてまとめた記事と
して, 次のものがある。
京都新聞社 編・発行『京都滋賀 子どもの祭
り』, 1984年。
西京区大原野春日町自治会・春日町農家支部

- 編『春日の里（春日町集落センター竣工記念）』、1987年。
- 竹森 章『京都・滋賀の相撲一まつりと力士の墓』私家版、1996年。
- （財）日本相撲協会編・発行『平成十年大相撲冬巡業』、1998年。
- 『別冊太陽139 京の歳時記 今むかし』、平凡社、2006年。
- 京都市編入50周年記念誌編集委員会 編『大原野』、大原野自治連合会、2010年。
- 2) 9月第2日曜日になったのがいつなのかは判然としないが、『日本歴史地名大系第27巻 京都市の地名』、平凡社、1979年 に「御田刈祭は旧8月10日（現在は9月第2日曜）に執行」とあり、西京区大原野春日町自治会・春日町農家支部『春日の里（春日町集落センター竣工記念）』、1987年 に「毎年9月10日に決まっていたが、最近では9月の第2日曜日に開催されている」とあることから、昭和50年頃から昭和54年までの間のことと推察する。
 - 3) 佐藤豊三「日本の伝統的スポーツと描かれたスポーツ」『美術に見る日本のスポーツ』、徳川美術館、1994。
 - 4) 飯塚 好「相撲の節と相撲神事」『儀礼文化』33号、2003年。
 - 5) 橋本 章「年中行事としての相撲儀礼の展開—伝承と文献の整合性についての試論」、日次紀事研究会編『日次紀事論叢』岩田書院、2010年。
 - 6) 下谷内勝利「中世の相撲に関する一考察—すまいのせち相撲節廃絶後のすまいびと相撲人のゆくえ」『駒澤大学総合教育研究部紀要』5 分冊1、2011年。
 - 7) 新田一郎『相撲の歴史』、山川出版社、1994年でも、奉納相撲と相撲神事については、「奉納相撲」よりも「相撲神事」のほうが、古い相撲の名残りをとどめている可能性が高いとしている。また、福原敏男「祭礼を飾るもの—一つ物の成立と伝播」『国立歴史民俗博物館研究報告』45集、1992年 では、相撲が、馬長（童）が田楽・王の舞・獅子舞・十列・巫女神楽・相撲・競馬・流鏝馬などと共に、当時の畿内の祭礼芸能の典型であるとしている。芸能の相撲が内包する競技性については、同様に競技性が高い競馬と比較研究を進める余地があるだろう。
 - 8) 11例のうち、吉利具八幡宮（山科区勧修寺）の相撲奉納は、昭和59年（1984）に神輿復興と引き換えに休止したと記されている。静原天王社（左京区静市）の相撲神事は、休止とは記されていないが、現地調査の結果、戦後しばらくして休止していたことがわかった。また、三宅八幡神社（左京区上高野）の放生会の相撲も休止している。
 - 9) 休止した静原天王社（左京区静市）の相撲神事は、儀礼としての相撲である。
 - 10) 京都市 編『史料 京都の歴史』第15巻、平凡社、1996年 には、次の資料が掲載されている。

【大鏡紙背文書】
大原野社長岡帝部の時、之を祀る。

【公事根源】
此神社は、后宮のまいらせ給はんため、春日の本社とほきによて、都ちかき所にうつし奉らる。されば、大原野の行啓などゝ申事の侍るにや。

【神祇正宗】
大原野大明神春日大明神、人皇五十四代仁明天皇の御宇、嘉祥三年、王城守護の為、閑院の左府（藤原）冬嗣申し沙汰し、之を勧請す。
これに準拠した地元の編纂物として、齋藤英雄『私本・大原野』（私家版、出版年不詳、ただし2002年以降）、『春日の里（春日町集落センター竣工記念）』（西京区大原野春日町自治会・春日町農家支部1987）がある。

 - 11) 京都市 編『史料 京都の歴史』第15巻、平凡社、1996年 には、次の資料が掲載されている。

【山城名所寺社物語】卷三
大原野神社西の岡

- 人王五十四代仁明天皇の御宇に、王城守護のため閑院左府冬嗣の勧請し給ふ春日の四社なり。ならの都に春日、長岡の都に大原野、平安城に吉田の社なり。いにしへは、藤原氏の后宮かならず此社にもふで給ふといへり。御位は正一位なり。毎年二月初の卯の日、御神事なり。春日の祭りにおなじく、近衛使は上卿・弁・内侍参向ありてつとめ給へり。
- 12) 京都市 編『史料 京都の歴史』第15巻, 平凡社, 1996年, には次の資料が掲載されている。
〔大原野神社文書〕
 建武3年(延元元)十二月五日
 元弘以来収公せらるる大原野社領并当知行地の事、元の如く相違あるべからざるの状、件の如し。
 建武三年十二月五日 (足利尊氏) (花押)
 なお、大原野神社には、約30点の中世文書が伝来し、元弘3年(1333)5月、足利高氏から神主宛に祈祷の感謝状、建武3年(1336)12月、足利尊氏から社領の安堵状、永禄12年(1569)4月、織田信長から社領の安堵状などが知られる。
 安井庄次「大原野あちこち古文書と現地説明と(第4回)」, 大原野歴史同好会 編・発行『郷愁の大原野:10周年記念誌』, 2017年。
- 13) 京都市 編『史料 京都の歴史』第15巻, 平凡社, 1996年, には、次の資料が掲載されている。
〔大原野神社文書〕 宝徳三年二月二十八日
 大原野社領目録
 境内付上羽村 七月十五日田北野田南野田
 富坂庄
 鞆岡庄 久我神田 久世神田
 散在神田 国松郷 末吉名
 以上
 (中略)
 宝徳参年二月廿八日
 なお、ここに登場する「富坂庄」とは、現在の長岡京市の北部に位置し、「鞆岡庄」とは長岡京市友岡のことであるとされている。
- 14) 坂元和夫「終の住処「大原野」, 大原野歴史同好会編・発行『郷愁の大原野—10周年記念誌』, 2013年, など参照。
- 15) 享保2年(1717)頃の大原野神社の氏子地域について、『京都御役所向大概覚書』には、「大原野村 上羽村 式ヶ村計」とある。また、正徳元年(1711)の白慧撰『山州名跡志』巻之十(野間光辰 編『新修京都叢書』第十五巻, 臨川書店1969年)には、次のように記されている。大原野又オホハラトモ共ニ用 去ルコト王城ヲ凡ソ三里 在ニ丹波街道榎原ノ未申一里ニ。但シ總名也。號スル大原野ト中ニ有リ三ツ村。野田, 柳川, 南條是レ也。
- 16) 京都史蹟宣揚会『京都名社史』, 京都史蹟宣揚会, 1931年。
- 17) 『日本歴史地名大系 第27巻 京都市の地名』, 平凡社, 1979年, の「大原野神社」の項。ただし、大原野神社の齋藤重介宮司(当時)は、京都市編入50周年記念誌編集委員会 編「大原野神社御田刈祭と神相撲神事」『大原野』大原野自治連合会, 2010年 において、御田刈祭の神相撲の神事について「享保2年(1717)以来300年近く絶えることなく連綿として続いている。」と記している。それに対して、由良琢郎『大原野神社』, 大原野神社, 1990年 には、「大原野祭とは別に、大原野神社には、毎年1月22日に行われていた祭りがある。昭和17, 18年ごろまでつづけられ、なかなか盛大なお祭りであった。お弓祭という」とあり、『京都市の地名』では、この二つの行事の存続状況を取り違えて記載したものである。
- 18) 福持昌之「大原野神社の神相撲(登録)」, 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編・発行『京都市文化財ボックス第30集 三条せと物や町一桃山茶陶一』, 2016年, で諮問・答申の要点について紹介した。
- 19) 『春日の里(春日町集落センター竣工記念)』西京区大原野春日町自治会・春日町農家支部, 1987, 43p。

20) 平成15年(2007)、京都造形芸術大学の中村利則教授により、宝徳3年(1451)の「大原野社領目録」など中世文書16点を含む文書目録が作成された。その目録によると、近世の日記類は③-50「日記」(享保7年)、③-46「日記」(享保10年)、③-49「日次記」(享保14年)、③-51「日次帳」(元文6年)、④る-263「永代在所用登女并日記」(天保8年)、④ち-166「桂群左衛門忠晴隠居屋敷引家日記」(嘉永3年)、④ち-160「新親日記」(嘉永5年)、④ち-155「壯月陽波(日記)」(嘉永6年)、④ち-132-2「諸事日用録(四冊目)」(嘉永7年)、④と-118「日記」(安政2年)、④と-116「日記」(安政3年)、④と-117「日記」(安政4年)、④と-120「日記」(安政6年)の13点であり、享保2年の日記は確認できていない。

21) 前掲注20)の③-46「日記」(享保10年)。ただし、8月7日から10日まで記載がなく、御田刈祭および神事相撲が実際に開催されたかどうかは不明である。

22) 京都市 編『史料 京都の歴史』第15巻、平凡社、1996年、には次の資料が掲載されている。

〔中沢(隆)家文書〕中沢家記二十 享保七年六月

奉_レ指上_レ候一札

一、城州乙訓郡大原野村春日社為_レ修覆_レ、定日七日御赦免之寄進相撲、場所内野伏見様御領地主市兵衛抱之畑地において仕度旨奉_レ願候処、蒙_レ御赦免_レ難_レ有奉_レ存候。

一、相撲場所先格之通、日覆_レ棧敷之仮屋并土俵四本柱等、軽ク可_レ仕候事。

一、相撲切猥成儀無_レ之様二行事其外肝煎之者共え、可_レ申含_レ候事。

一、相撲取之内、帯刀之者御座候ハ、前方ニ御断可_レ申上_レ候事。

一、此度所々より集り候相撲もの共、在京中不

作法成儀無_レ之様二仕、場所ニ而も口論不_レ仕候様ニ急度可_レ申含_レ候事。

一、相撲場内外之水茶屋御定之通り、見隠無_レ之様二仕、勿論遊女体之者一切指置申間敷候事。

一、兼々被_レ仰渡_レ候通り、角力取之者共、棧敷え出し申間敷候事。

右之外御法度之儀、堅仕間敷候。且又相模(撲)雑用損徳之儀、最初より致_レ其心得_レ相催候様ニ可_レ仕候。若又及_レ出入_レ願上_レ候共、御取上_レ被_レ成間敷旨、奉_レ畏候。為_レ後日_レ、仍如件。

享保七年 大原野社神主

寅六月 中沢主悦

丹波屋八郎兵衛

小屋方中

御奉行所

23)・24) 嵯峨井健氏所蔵の大原野神社祭儀日次記による。

25) 安政6年(1859)の社務日誌によれば、8月8日に若中が境内に土俵を築いており、その際、大原野神社から若中に酒二升を遣すことが恒例であった。また、8月10日には、さらし木綿六尺を二つ用意したこともわかる。

26) 明治17年(1884)の社務日誌では、同じ日の夜に盆踊りが行われるようになっていた。

26) 昭和11年(1936)の社務日誌には「本年ハ支那事変ニ多数ノ青年召集セラレタルニ付神角力ノミヲ奉仕シ奉納角力ハ中止」

27) 大原野神社所蔵『祭儀雜纂綴』昭和2年以降、同10年12月。